

## 専門職大学院認証評価 改善報告書検討結果

教育機関名称	神戸情報大学院大学 情報技術研究科
教育機関名称(英語)	Kobe Institute of Computing, Graduate School of Information Technology
専攻名称	情報システム専攻
専攻名称(英語)	Department of Information Systems
学位名称	情報システム修士(専門職)
報告日	令和4年6月

一般社団法人日本技術者教育認定機構

## 専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
改善された点・ 問題点・コメント	<p>★改善された点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名の教員採用、シラバスに対するテンプレートの導入や公開の徹底、教育課程連携協議会の設置など、様々な改善活動を積極的に行っている。</li> </ul> <p>★問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシー(DP)の表現や主要授業科目の説明、コース名称等、改善の余地がある箇所が散見される。</li> <li>・教員の採用や昇格についての基準や方法があいまいな点が課題として残されている。</li> </ul> <p>★コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校による制約もある中で、全般的には極めて真摯に教育の質向上や教育体制の改善に努めていると判断される。</li> </ul>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1	基準1:専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	A	A	基準1(1)~1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準1(1)~1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A		<p>専攻の使命・目的については、国内における社会の要請に加え、アフリカ等の海外諸国におけるICTによるイノベーションの実践に対する我が国(日本)への期待や要請に込えていることが理解できる。</p> <p>IT人材が社会の要請であることは自明であるが、自己評価書にその根拠となるデータが示されていることを確認した。いずれもIPAのデータであり信頼できるものである。</p> <p>本専攻においては、特に志を持った人材を世に輩出するため学校・教員・学生による三位一体の取組が実践され、学則およびWebによって学生・教員及び社会にも使命・目的が適切に公開されていることが認められる。</p> <p>以上により基準を満たす。</p>	
1(2)	修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	C	C	<p>ディプロマポリシー(DP)で「本学所定の必要単位を取得し」といったカリキュラムポリシー(CP)の内容に言及しており、DPとCPの混同が見られる。本来は、ディプロマポリシーはカリキュラムポリシーの目的やゴールとして見なされる位置づけである。従って、ディプロマポリシーはカリキュラムポリシーと独立して定義されていることが望まれる。</p> <p>また、DPで述べている2つの人材育成目標が、ICTプロフェッショナルコースとイノベータコースのそれぞれに対応していると推測される点であり、教育実態を考慮すると、両コースでは共通のDPを設定した上で、より具体性を高めた記述にする改善を推奨する。</p> <p>なお、DPは学生・教員はもとより、Webを使って社会にも公開されている。</p>	<p>DPの記述を教授会に諮って改訂したことは評価するが、そのDPの後半部に示された2つの人材像が前半部の3つの能力(ICT分野の知識と専門能力、ICT応用分野の知見、これらを現実的な社会課題に応用して主体的に課題解決する手法)を具体化したものとは読み取りにくい。</p> <p>例えば、DPの趣旨をより明確にするために、「より具体的には2つの人材像があります」との表現を「これらの能力を身に付けることにより、以下に示す2つの人材を育成することを目指す」と改めるなどして、なお記述を改善することが望まれる。</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1(3)	<p>専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。</p> <p>(i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力</p> <p>(ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力</p> <p>(iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養</p> <p>(iv) 継続的に学習できる能力</p> <p>(v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル</p> <p>(vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度</p> <p>また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。</p>	C	A	<p>「社会課題×IT技術」というコンセプトは明解であり、それに基づいた人材育成目標を立てている。高度ITスキル、人間力、倫理の習得について、詳細な項目が定められており、基準を満たす。</p> <p>ただし、AI、データサイエンス、IoT、アジャイル開発等の最新技術に関する目標設定の明確化が今後の課題となっており、継続的な取り組みが望まれる。</p>	<p>継続的な取り組みの成果として新たに「AI特論」が追加されたと評価した。</p> <p>今後は、情報分野は新技術の展開が速いことに対応して最新の技術を修得する機会を増やしていくことが期待される。</p>
1(4)	<p>研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。</p>	A		<p>特段の問題はなく、基準を満たす。</p>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
2	基準2:学生受け入れ方法	A			
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。	A		アドミッション・ポリシー(AP)は基礎学力、学習意欲、目的意識である。APは二つのコースで共通に設定・公開されている。ICTプロフェッショナルコースでは、日本語での授業を前提として4月に新入生を受け入れる。一般選抜と社会人特別選抜という二種類の選抜方法を設定している。また、ICTイノベーターコースでは、英語での授業を前提として10月に新入生を受け入れる。多様な受験生(国籍・専門性等)に対応するため英語での試験やオンライン試験を実施している。実地調査を通じて、公正・適切に入学試験が実施されていることを確認した。これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
3	基準3:教育方法	C	A	基準3(1)~3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準3(1)~3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	C	A	ICTプロフェッショナルとICTイノベーターの2つのコースは、入学者の層が異なるにも関わらず、カリキュラムポリシー(CP)が同一になっている。また、ディプロマポリシー(DP)との混同が見られる。また、両コースは実質的にはほぼ同一のカリキュラムを履修出来る教育課程になっていることから、コース名称の見直しも含め、3つの方針の策定及び運用に関する文部科学省のガイドラインを参照の上、DPとCPの一貫性が明確になるような改善が望まれる。 なお、CPはWebを用いて学生・教員だけでなく社会にも公開されている。	DPの改訂により、以前指摘したCPとの不整合が解消された。 今後は、2つのコースと入学者層との関係に起因するとはいえ、コース名称とコース内容とに残る違和感を、カリキュラム改訂などの機会を活かして長期的に解消していくことが期待される。
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	A		カリキュラム体系は、「ICT技術系科目」、「課題解決系科目」、「探究実践系科目」の3つの領域で構成され、ディプロマ・ポリシー(DP)に掲げる目指す人材像に対してどのような科目を履修すればよいかを体系的に示されている。 また、Moodleにより学生および教員にカリキュラムに関する詳細な情報を開示し、ITキャリア教育により系統的な履修及び履修変更を支援している。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
3(3)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	A		授業形態については、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等を採用していることが認められ、アクティブラーニングをはじめとする実践教育に熱心に取り組んでいる。 また、科目と学習・教育目標の対応関係も明確に示されている。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(4)	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それによって教育および成績評価を実施していること。 なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけでなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。	W	A	ほとんどの科目のシラバスはオンラインで公開されている。それぞれの科目に目標は設定されているが、シラバス上では成績評価基準が明確には示されていないケースが多く見られるため、シラバス作成マニュアルの指示を含めて改善が必要である。成績評価基準を明確化するために、例えばループブックを用いた評価に取り組むことを推奨する。 また、どの科目で討論、演習、PBLをどのように取り込んでいるのかが不明確なため、シラバスの改善が望まれる。ICTイノベータコースに関連する英語の授業については、シラバスの所在がHP上で分かり難く、改善が必要である。 実地審査を通じて、授業はシラバスに従って実施されていることを確認した。また、実地審査時の学生へのインタビューで、シラバスに記述された達成目標が達成できていることを確認した。教員へのインタビューでは、達成目標に達しない学生には不可を出していることも確認した。	日本語版・英語版ともシラバスのテンプレートおよび作成ガイドの変更を行っている。これにより成績評価基準も明確化された。また、ホームページ上でもシラバスを容易に確認できるように改善された。
3(5)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	A		学習の達成度の継続的な点検として、授業評価アンケート及びアセスメントの実施(ICTプロフェッショナルコース)、研究室指導教員による学生ヒアリングを実施している。また、学生が授業を理解することを支援する仕組みとして、合同ゼミの開講、e-Learning 学習環境の提供(ICTプロフェッショナルコース)、学習相談体制の整備、図書室の充実を実施している。 海外からの学生(主にICTイノベータコース)に対しては、専任の特別チューター(1名)及びアシスタント(1名)、学生によるチューター・アシスタント・メンター(各数名)による支援体制をとっている。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A		実験・演習系科目において、履修人数が25名を超えている事例が見られるが、実地調査で確認したところ、問題なく授業運営が行われていた。また、実習室はグループ討論ができるように机が配置され、教員が授業を行えない規模の学生を受け入れていないことを確認した。研究室への配属人数も調整されている。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
3(7)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A		履修バランスに関して開講科目の偏りを解消する工夫がなされている。年間の履修制限なども行われており評価基準を満たす。	
3(8)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A		48週の授業期間は原則よりも長い。1年は6期(8週/期)に分かれており、講義・演習科目では週2回(全15回)、実験・実習科目では週4回(全30回)の授業が行われている。これは、必ずしもICTの素養を持たない入学者に対して、授業の順次性を確保するためであり、教育上特別の必要があると認められる。 また、社会人学生に対応するために夜間授業が行われている。これは教育上特別の必要があると認められる。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A		ICTインベーターコースでは、アフリカ諸国との遠隔授業により、探究プラクティスの実践を行っている。現地における課題や認識をリアルにコミュニケーションすることにより教育効果を最大にしていることが認められる。また、双方向通信(テレビ会議システム)も実現し、法令要件を満足している。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—		通信教育は行っていないため、該当しない。	
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	—		研究室担当教員による指導の下、学生主体でインターンシップを自主的に実施している。具体的な指導としては、事前教育、日次・週次報告の受理、事後報告を行っている。今後に向け、正規授業への移行(シラバスに提示する目的、単位数、成績評価方法、等の検討)、ICTインベーターコースでの実施方法を検討している。 しかし、インターンシップを単位化しておらず、カリキュラムにも組み込んでいないため、現在は該当しない。	
4	<b>基準4：教育組織</b>	C	A	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	C	A	現状では、教員組織編成のための基本的方針とその運用、及び教員の連携体制の確保の点があいまいである。 現在、学長・副学長を中心にOKR (Objectives and Key Results: 目標と主要な結果) 手法等を活用して組織全体の目標設定及び取組が検討されている。これと整合するように教員組織編成に関する基本的方針及び運用も整備されることになっている。 組織規模が小さいため、問題が顕在化しているとは言えないが、教員の役割分担や連携体制の確保も含め、早期の対処が望まれる。	新たに専任の副学長を招き教員組織を管理する体制に改めることで教員の役割分担や連携体制が確保された。 今後は、具体的な連携実績が挙がることが期待される。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	C	A	14名の専任教員のうち6名が非常勤教員(週当たり勤務日数が3日以下)である。そのため、専任教員への負荷の集中が懸念されたが、必要に応じてお互いに補充し合い、特に支障は出ていない。 しかし、研究者教員の研究時間を十分確保できていない。各分野を先導できる人材育成や科研費等の資金確保の観点から、教員の研究時間を確保するための取り組み(負荷軽減等)が望まれる。	助手を1名追加採用したことにより、状況が改善されたと判断した。 今後は、研究者教員の研究時間の確保に関して継続的に点検していくことが期待される。
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A		各専任教員の業績等を確認したところ、特段の問題はなく、基準を満たす。	
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A		14名中10名の教員(3割以上)が専攻分野における5年以上の実務経験を有していることを専攻関係基礎データによって確認した。 実務家教員の実務能力は、学生のプロトタイプ及び論文の作成において発揮され、適切な指導が行われている。特にJICA等で海外業務に携わった実務家教員の指導のもと、ICTイノベーターコースの学生の7割が国際会議で研究発表を行っていることは評価できる。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	W	C	主要な授業科目についての根拠や選定基準等に関する質問に対し、回答が明確でなかった。主要な授業科目の選定根拠や選定基準を明確化し、それに基づき主要な授業科目を選定するとともに、全体のカリキュラム設計に即した専任教員の主要な授業科目担当を明確化する必要がある。	主要な授業科目として専任教員が担当する3科目が各コースに設定された。しかしなお、主要な授業科目の選定根拠や選定基準の明確化が望まれる。また、探究実践系科目を主要科目としているのは入学者のバックグラウンドの多様性に対応するためと想像されるが、その点を明確にすることも望まれる。
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A		兼任業務を担当する専任教員は、いずれもIT分野の教育・研究に関連する業務、または実務に従事しており、教育・研究上の支障は生じていない。 14名の専任教員のうち6名が非常勤教員(週当たり勤務日数が3日以下)だが、必要に応じてお互いに補充し合い、特に支障は出ていない。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たす。	
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A		科目等履修生等の人数が少ないため、特段の問題はなく、基準を満たす。	



番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—		校地は1か所であり、本項目に該当しない。	
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	C	C	教員の評価、特に採用や昇格についての基準や方法があいまいであり、その解決が継続課題となっている。専任教員及びスタッフの増員については、昨今の人材不足の影響もあり、適任者を見つけるのが困難な状況にあるが、優秀な人材を獲得・確保するためにも、発議過程をはじめとする人事のプロセスをできる限り明確化して教員に開示することが望まれる。	小規模校にも関わらず直近2年間で2名の教員を採用した点は評価に値する。しかし、なお教員の採用や昇格についての基準や方法にあいまいな点が残されており、改善が望まれる。
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	C	A	教務委員会において関係する担当教員が、相互に打ち合わせをしながらコース体系とカリキュラムの整合をとっている。教員間には、個人ベースの連携はあるものの、関連する教科間における連携等、体系的な対応が充分とは認められず、改善が望まれる。	資料1-5(2021年度カリキュラム方針(案))や資料1-6(2022年度カリキュラム方針)の検討を通じて、科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、実効性のある活動が行われていることを確認した。
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	C	A	組織全体の目標設定におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)としては、現在実施している「授業報告書」及び「特定課題研究報告書」を提示しているが、組織的FD活動としては不十分である。また、学生から教え方の改善に関する要望もある。学長・副学長を中心に目標設定及び体制整備を検討中であるが、文部科学省が示している「大学教員のファカルティ・ディベロップメントについて」を参照の上、改善が望まれる。	コロナ禍をきっかけに、通常の対面授業に加え、オンライン授業、ハイフレックス授業、オンデマンド授業、反転授業等、授業方式に関する工夫や努力を重ねている。また、研究科ミーティングにて効果的な教授法を共有するなど、実効性のある活動が行われていると判断した。 今後は、探究実践につながる社会課題の発掘や問題解決策、最新技術への対応等についても取り組むことが期待される。
4(16)	職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A		スタッフ・ディベロップメント(SD)としては、職員の質的向上を図る研修を実施している。また、教員と職員との勉強会を3ヶ月に1回で開催している。これらの取り組みに特段の問題はなく、基準を満たす。	
5	<b>基準5：教育環境</b>	A		基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A		学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、無線LAN等の情報関連設備に係る環境が整備されていると判断できる。また、教員及び事務職員に対する情報セキュリティインシデントを含めた情報システム運用管理の強化、学内ネットワークの見直し、学生に対する学内ネットワーク利用ガイドによる情報セキュリティ対策を徹底している。 「探究実践室」は学生の自習室である。この名称は、学習に対する教員の期待を学生に伝える創意工夫の一つとして評価できる。また、各研究室から平等にアクセスできる場所に配置している点も学習環境として妥当である。 ただし、実地調査にて学内を見学した結果、図書館の書籍、学術雑誌が実務に偏っているため、技術進化に合わせた蔵書や電子ジャーナルの充実を推奨する。その他の点について特段の問題はなく、評価基準を満たす。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A		平日夜間に図書館や事務室等を利用する学生に対しては、教員が交代で対応するなどの配慮がなされている。夜間、土曜日にも教員が常駐し、教育研究上のアドバイスを行っている。日曜日は開放されていないが、特に妥当性を欠くことではない。 これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、評価基準を満たす。	
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当教受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A		科目等履修生等の人数が少ないため、特段の問題はなく、基準を満たす。	
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—		校地は1か所であり、本項目に該当しない。	
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A		収容定員 110 名に対して建物面積 3,335 m <sup>2</sup> を確保し、教育研究上の必要に応じた十分な規模の施設を有している。特段の問題はなく、基準を満たす。	
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行っていること。	S		毎年JICAからの事業収入があり、専門職養成でのアフリカ・中近東諸国との複数の国際支援プロジェクトを実施している等、財源確保に係る取組と実績について高く評価できる。	
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。 また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	S		学生のレベルに応じてもう一度基本から学ぶ機会や、プロトタイプや論文の作成について高度な相談が出来る体制が整備されている。また、授業アンケート及び修了生アンケート等において学生の声を把握する仕組みもある。特に留学生からは、探究プラクティスをはじめICT×ビジネスシステムを実現する教育システムについて高い評価を得ている。JICAからの収入を活用し、学生が海外の国際会議で発表を行う際の経費支援も充実している。 ティーパーティーは、学生と教員が交流する場として年2回行われている。また、学生相談窓口を学外に設けるなど、アドバイス、指導において妥当な配慮がなされている。OB/OGによる教育・生活のアドバイスを実施する機会も開示されている。 これらの取り組みは、学生からも高く評価されている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
6	基準6:学習・教育目標の達成	A		基準6(1)~6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準6(1)~6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	A		学生便覧、履修要覧、特定課題研究B評価結果、修士論文等を確認した結果、特段の問題はなく、基準を満たす。	
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	—		在学期間の短縮は行っておらず、該当しない。	
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	—		当該専攻外で修得した単位は修了条件として認定していないため、該当しない。	
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
7	<b>基準 7 : 教育改善</b>	A	A	基準7(1)~7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準7(1)~7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1~6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	C	A	教育活動については、6つの委員会(教務、学生、入試、FD、SD、自己点検・評価、情報システム)が関連部局と連携してPDCAを回し、課題があれば教授会で審議を行い改善を図っている。また、教員は授業の改善点を授業報告書によって報告している。また、受講生の評価を踏まえ、具体的に授業改善に反映していることを、実地での教員へのインタビューで確認した。 一方、3つの方針(DP、CP、AP)をはじめとする目標や方針について、組織内部での効果的な点検・評価の実施に懸念がある。この点については、外部評価を積極的に活用することが望まれる。	教育課程連携協議会を立ち上げて点検・評価を実施するように改善したことを評価した。 今後は、そこでの指摘やその後の対応について積極的に外部発信することが期待される。
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	C	A	学生の要望に配慮する仕組みについては、授業アンケート及び修了生アンケートを実施し、各教員は授業報告書及び特定課題研究報告書を作成し、教員間でベストプラクティスの共有を図り、授業の相互参観、研究室の交流を積極的に進めている。 また、神戸市やアフリカ諸国に対して貢献する取り組みも積極的に行っている点は評価に値する。 なお、点検・評価システム自体の機能も適切に点検されている。 ただし、日本国内の企業や自治体等の要求を受け入れる仕組みが不明確なため、改善が望まれる。既に情報交換等のチャンネルを有する神戸市及びJICAに加え、行政機関、産業界による会議体を設置する計画もあり、取り組みの効果が期待される。	教育課程連携協議会を立ち上げて神戸市、JICA、地元中堅企業の意見を受け入れる仕組みを構築し、また、具体的なテーマ設定における企業・自治体等との連携や、視察等も積極的に進めていることを評価した。
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A		点検・評価の結果は毎年、自己点検書としてまとめ、ホームページに公開している。特段の問題はなく、基準を満たす。	
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	A		特段の問題はなく、基準を満たす。	
8	<b>基準 8 : 特色ある教育研究活動</b>	S			
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S		2014年度から英語モードを導入し、英語による授業だけで修士課程を修了できる体制を整えてきている。これに合わせて学生便覧、各種申請書の英語版の整備、KING-LMSの英語対応、英語対応のできる職員の配置などの整備を進め、すでに英語モード修了生を社会に送り出していることは特筆に値する取り組みである。  引用・裏付資料番号8-1~引用・裏付資料番号8-9 実地調査閲覧資料番号1 実地調査閲覧資料番号52	